

令和3年度

マリンオープンイノベーション事業化促進事業費補助金

(マリンオープンイノベーション (MaOI) プロジェクト関連)

公募要項

令和3年4月

静岡県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課

1 趣旨

静岡県では、駿河湾等の特徴ある環境や、そこに生息する多様な海洋生物など魅力ある海洋資源を活用し、マリンバイオテクノロジーを核としたイノベーションを促進することにより、静岡県における多彩な産業の振興と創出を図るマリンオープンイノベーションプロジェクト（以下「Ma O Iプロジェクト」という。）に取り組んでいる。

「Ma O Iプロジェクト」では、推進機関である「一般財団法人マリンオープンイノベーション機構」を設立するとともに、静岡県静岡市に本プロジェクトの拠点施設である「Ma O I-PARC」を整備した。

また、研究成果の産業応用分野として、短期・中期での成果が期待される「水産」「食品」分野、長期的視点で取り組む「創薬」分野、「環境・エネルギー」分野などを想定しており、静岡県新産業集積クラスターや大学・研究機関などと連携して、民間事業者のビジネス展開を支援する。

今回の公募は、オープンイノベーションによる産業の振興を図るため、上記産業分野に関係する複数の主体がコンソーシアムを構成し、革新的な技術開発を通じた事業化のための取組を支援するものである。

2 公募の内容

(1) 補助対象事業

「マリンオープンイノベーションプロジェクトにおける研究開発・産業応用の基本方針」（別添）に沿った、次に掲げる事業であって、知事が認めるものに限る。

ア 水産に関する事業

(ア) バイオテクノロジーの活用による種苗生産・養殖技術の開発

(イ) 安全・健康で美味しい魚、人々の健康につながる魚などブランド力のある魚の開発 など

イ 食品に関する事業

海洋由来の微生物や機能性物質を活用した、魅力的な機能性食品・加工食品等の開発 など

ウ 創薬・化粧品に関する事業

海洋由来の新規機能性物質を活用した医薬品・化粧品等の開発 など

エ 環境・エネルギー、水、農業、その他に関する事業

(ア) 農業と水産業の連携（県産農作物を活用した魚のエサの開発等）

(イ) 海洋プラスチックごみの課題解決への貢献

(ウ) 微細藻類の産業への活用 など

(2) 補助対象者

次に掲げる要件を満たす「コンソーシアム」とする。

ア 民間事業者二者以上又は民間事業者二者以上及び大学等（以下「構成員」という。）により構成されていること。

イ 民間事業者のうち半数以上は、静岡県内に事務所又は事業所を有する者（以下「県内民間事業者」という。）であること。

ウ コンソーシアムの構成員の間で、本補助金に関する全ての手続きを行い、交付の条件の遵守に責任を負う者（以下「代表機関」という。）が選定されていること。また、代表機関は、県内民間事業者であること。

エ コンソーシアムの代表機関、意思決定の方法、事業内容、役割分担、会計処理の方法、財産管理の方法その他必要事項を明確にしたコンソーシアムの管理及び運営に係る規約が定められていること。

(3) 補助対象経費

別表1のとおり

(4) 補助事業期間

3年以内（交付決定通知書に記載する事業開始の日から令和6年3月10日まで）
* 交付決定及び完了検査は、単年度ごととする。

(5) 補助率及び補助上限額

別表1に掲げる経費の3分の2以内とし、2,000万円（単年）を上限とする。ただし、複数年計画の場合は4,000万円（複数年合計）とする。

【定義】

本公募要項における用語の定義は、次のとおりとします。

1 オープンイノベーション

複数の主体による協働のもと、技術やアイデア、サービス、その他事業化のための資源を組み合わせ、革新的で新しい価値を創出するイノベーション手法をいう。

2 民間事業者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する者。
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体。（信用協同組合を除く。）
- (3) その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である者。
- (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人。（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (5) 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の1第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

3 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究開発を主たる業務とする国又は地方公共団体が設立した研究機関及び独立行政法人をいう。（静岡県が設立した研究機関を除く。）

(6) その他構成員の条件

次のアからクまでの全てを満たす者とする。

- ア 法人であること。
- イ 構成員自らが実施する事業であること。
- ウ 代表機関に業務責任者を設置していること。
- エ 直近1年間における都道府県税を滞納していないこと。
- オ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ク 次の（ア）から（キ）のいずれにも該当しないこと。

- （ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- （イ）法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- （ウ）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- （エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- （オ）暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- （カ）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （キ）相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 応募手続き

- （1）応募期限 令和 3 年 6 月 25 日（金）17 時（必着）
- （2）受付時間 月曜から金曜まで（祝日及び休日を除く。） 9 時から 17 時まで
- （3）申込方法 上記期間内に必要書類（「（5）必要書類と必要部数」参照）を郵送又は持参にて提出
- （4）提出先 「9 提出先、問い合わせ先」を参照
- （5）必要書類と必要部数

ア 事業計画書（別紙様式 1）・・・12 部（正本 1 部、写 11 部）

イ コンソーシアムの管理及び運営に係る規約・・・12 部

ウ 会社（大学等）案内・・・12 部

エ 直近期の都道府県税納税証明書（法人事業税、法人県民税）・・・1 部

オ 直近 2 期の決算報告書

（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書）・・・1 部

カ 資金状況調べ（別紙様式 2）・・・12 部

（補足説明）

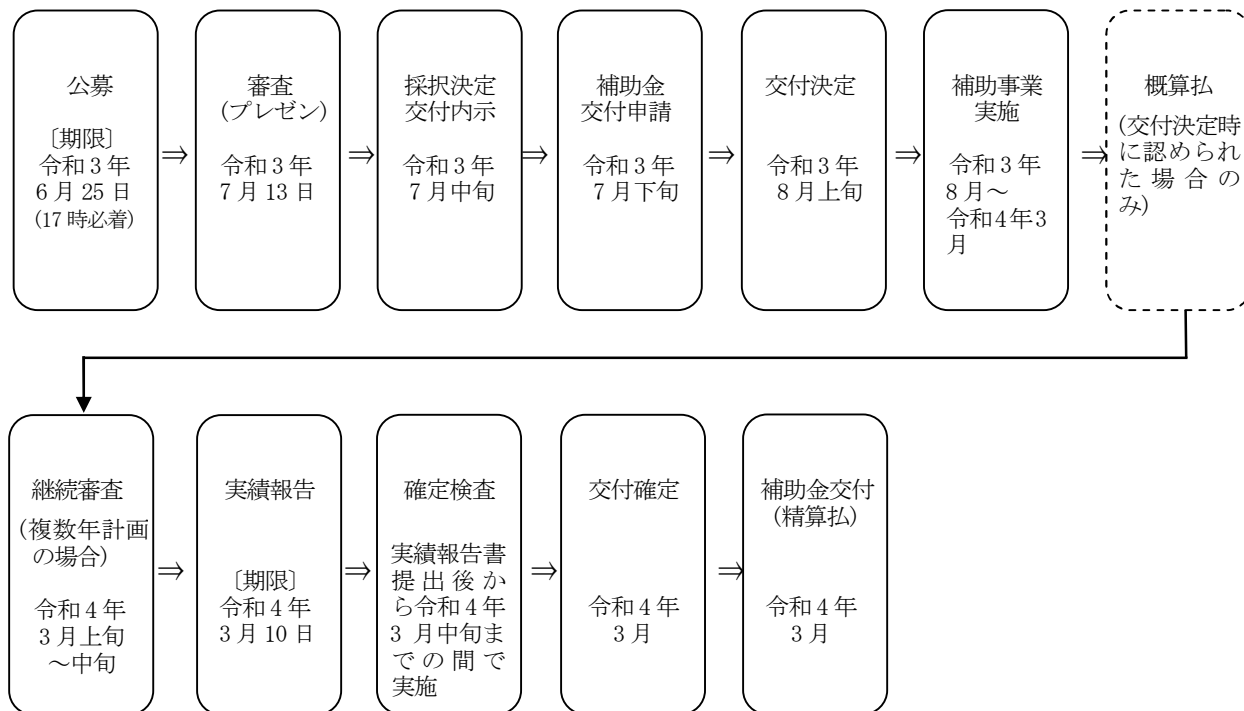
- ・ウ～オは、コンソーシアムの全ての構成員について提出すること。
- ・カは、補助金の概算払いを希望するコンソーシアムに限り提出すること。
- ・提出書類は、全て片面カラー印刷（A 4 版）とすること。
- ・提出書類は、種類ごとにホッチキス留め（左上）すること。また、1 セットずつダブルクリップ留めすること。

(6) 様式等の入手先

下記からダウンロードすること。

静岡県産業イノベーション推進課ホームページ (<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-130/innovation.html>)

4 スケジュール及び審査方法



※ 各項目の実施時期は変更することがあります。

(1) 審査方法

ア 事業計画書等に基づき、資格審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選定する。

イ 審査委員会において、申請者によるプレゼンテーション及び委員との質疑応答による審査を行い、審査結果を踏まえて、県が補助事業者を採択する。

(2) 審査項目と審査の観点

別表2のとおり

(3) 審査委員会

ア 実施時期 令和3年7月13日(火) ※予定

審査対象者に対して、6月下旬までに実施時間等の詳細を電子メールにより通知する。

イ 実施場所 静岡県庁内会議室(予定)

※ただし、オンラインでの実施とする可能性あり。

ウ 出席者 コンソーシアムの代表機関を含む5名以内とする。

(4) 採択結果の通知

採択結果は、申請者に電子メールにより通知する。

5 事業採択後の事業申請

事業を採択された事業者は、採択通知後に、補助事業に係る正式な交付申請手続きがあるので承知すること。

6 知的財産権等の取扱い

(1) 静岡県と補助事業者

ア 補助事業の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願等を行った場合は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

イ 補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、補助事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと知事が認めた場合には、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない。

(2) コンソーシアムの構成員間の取扱い

本事業の実施により生じた知的財産権等は、「コンソーシアムの管理及び運営に係る規約」で定めることとし、その持分は、構成員間で協議し、決定する。

7 複数年計画の場合の取扱い

(1) 2年度目の事業については、令和4年3月上旬から中旬の間に、補助事業の進捗状況等を踏まえた継続審査を行う。審査の結果によっては、次年度の補助金所要額が減額される場合又は計画が採択されない場合もあるので、予め承知すること。

(2) 2年度目の交付決定額は、原則、事業計画書の1(3)に記載の補助金所要額が上限となる。ただし、継続審査の際に、必要性が特別に認められた場合には、増額する場合もある。

(3) 継続審査の実施の詳細については、電子メールにより通知する。

8 その他の留意事項

(1) 申込み及び審査委員会参加等応募に係る費用は、全て事業者の負担とする。

(2) 提出書類は審査のみに使用し公開しない。なお、提出書類は返却しない。

(3) 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない(県からの指摘による場合を除く)。

(4) 応募状況、審査結果等に関する問い合わせには応じない。

(5) 同一又は類似の内容で他の公的な助成金又は補助金を受けているもの又は採用が決定しているものは補助対象としない。

(6) 補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって明確に確認できるものとする。

(7) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の完了検査で県が対象外と判断したものについては、自己資金で対応すること。

(8) 本補助金は、国の地方創生推進交付金が財源の一部に当てられていることから、国の会計検査との対象となる。

(9) 補助金は原則として精算払いのため、事業期間内の立替払いが可能であることが必要である。また、補助事業完了の日(各年度3月10日まで)に、補助事業に係る支払いまで完了している必要がある。

- (10) 採択時や事業終了時に、採択されたコンソーシアム名称のほか、代表機関及び構成員の名称、事業計画の名称及び概要、事業の実績等について、県のホームページ等で公表を予定している。
- (11) 事業内容及び成果は、県が主催する催事及び作成する各種発行物にて、展示や記事掲載などへの協力を要請する。
- (12) 採択後、コンソーシアムの構成員は、民間事業者のビジネス展開を支援する一般財団法人マリンオープンイノベーション機構（Ma O I 機構）が運営する「Ma O I フォーラム」（関係する産業分野や産学官金の連携の場）に入会すること。
- (13) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、毎年度終了後、補助事業に係る過去1年間の成果状況を成果報告書により知事に報告しなければならない。
- (14) 事業実施に伴う成果物や経理書類等は、事業終了後5年間保存すること。
- (15) 補助事業期間中及び補助事業終了後に行われる検査及び監査により不適切な事項が判明した場合は、補助金の交付の決定や交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがある。
- (16) 事業実施にあたっては、この要項に定めるもののほか、オープンイノベーション型事業化促進事業費補助金交付要綱に定める内容を遵守すること。

9 提出先、問い合わせ先

静岡県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課 担当：柿ノ迫
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館9階）
電話番号：054-221-3643 FAX：054-221-2698
E-Mail：sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp

別表1 補助対象経費

区分	左記の内訳
原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置購入等経費	<p>ア 機械装置、自社で機械装置を製作する場合の工具器具及び部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。ただし、汎用性が高いと判断されるものは対象から除く。</p> <p>イ 機械装置又は工具器具を試作し、改良し、据付し、修繕させた場合に要する経費</p> <p>ウ 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費</p>
産業財産権関連費	<p>ア 産業財産権の譲受や実施権等の使用のために要する経費</p> <p>イ 産業財産権の取得に要する経費（特許庁等へ納付される経費、拒絶査定に対する審判請求または訴訟に要する経費は除く。）</p>
外注費	原材料等の再加工、製図又は調査・分析等の外注に要する経費
構築物購入等経費	構築物の購入、自社による建造、外注による建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費（構築物は、当該開発等に際し必要不可欠なものであって、プレハブ等簡易なものに限る。）
技術コンサルタント料	専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該事業に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費
委託費	開発、設計等の委託に要する経費
その他	<p>ア 図書、参考文献、資料、データ等購入費</p> <p>イ 郵便代及び運送代</p> <p>ウ 当該事業遂行に必要な活動に支払われる経費</p> <p>エ 事業への用途が特定できる消耗品費</p>

別表2 審査項目と審査の観点

審査項目	配点				審査の観点
	S	A	B	C	
1 事業化の内容	10	7	5	2	「研究開発・産業応用の基本方針」に沿った事業化の内容となっている。また、事業化の対象分野は、複数を対象に展開されることが望ましい。
2 経済的な効果	20	15	10	5	生産額等の経済的効果がより多く見込めるとともに、そのうちの静岡県内構成比が相当程度ある。また、算出根拠が具体的に示されている。
3 技術開発の革新性	10	7	5	2	先端的な科学的知見や様々な分野の技術を応用するとともに、先駆性や新規性をはじめ、既存技術に対する優位性が認められる。
4 役割分担の合理性	20	15	10	5	事業化のために、構成員の資源が過不足なく組み合わせられている。また、それぞれの構成員が計画の実現を可能とする実績又は能力を有している。
5 代表機関の適性	10	7	5	2	補助金の各種手続きに関する事務処理能力やコンソーシアムの管理運営能力を有する。また、事業計画全体を統括し、牽引可能な主体が望ましい。
6 適切な事業化工程	20	15	10	5	工程や到達目標、達成度の判断基準等が適切に設定されている。また、事業化が補助事業終了後、短期間のうちに計画的に行われることが望ましい。
7 コストの費用対効果	10	7	5	2	生産額等の経済的効果に対するコスト（B/C）のバランスが優れている。また、コスト抑制のための工夫が図られている。